

3板子保第 207 号の 4  
令和 3 年 6 月 1 8 日

保護者各位

板橋区子ども家庭部  
保育サービス課長 佐藤 隆行  
(公印省略)

### 緊急事態宣言解除後の板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、6月20日をもって東京都における緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されます。

板橋区においても上記の動きを踏まえ、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育園、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

#### 記

- 6月21日以降、板橋区内保育園では通常開所といたします。**園においてはこれまで同様、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で保育を行いますが、ご家庭でも引き続き毎日の体調管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は、登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。
- 6月21日以降は登園自粛の要請は行いません。保育料の取扱は、6月20日分まで減額・免除対象といたします。6月21日分からは減額・免除の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 育児休業・就労内定・求職中で4月に入所した方の復職・就労開始期限については、令和3年5月31日付の通知内容から変更はありません。6月30日までとなります。
  - 育児休業中・就労内定の方で、雇用者側の理由により、6月30日までに復職・就労ができない場合は、入園相談係までご相談ください。
  - 求職中の方で、6月30日まで就労先が決まらず、7月以降も求職活動を行うため、引き続き保育園の利用を希望する方につきましては、保育の必要性を再認定する必要があります。対象となる方へは、保育サービス課担当者から、保育の必要性確認のため、ご連絡をさせていただいております。連絡がとれていない方へは、引き続きご連絡さしあげますので、ご対応をお願いいたします。
- なお、保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスに罹患し、保健所の指定する検査対象者が広範囲にわたる場合、保育園を一定期間臨時休園することがございます。

引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 8 3  
民間保育振興係（私立保育園に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 9 2  
入園相談係（保育料・入所に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 5 2